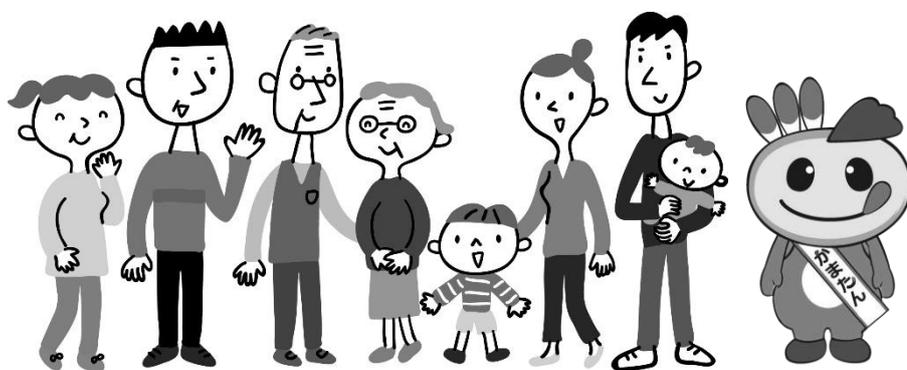


鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)



鎌ヶ谷市マスコット
キャラクター
かまたん

鎌ヶ谷市
平成30年3月

目次

はじめに.....	1
第1章 基本的な考え方.....	2
1 趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象となる避難行動要支援者.....	3
第2章 避難支援体制の整備.....	4
1 鎌ヶ谷市避難行動要支援者連絡会議の設置.....	4
2 避難支援体制.....	4
第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理.....	7
1 避難行動要支援者名簿の作成.....	7
2 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有.....	9
第4章 個別支援プランの作成・管理.....	11
1 個別支援プランの作成目的.....	11
2 個別支援プランの作成方法.....	11
3 個別支援プランの共有・管理.....	12
4 個別支援プランの確認・修正.....	12
第5章 日頃の備え.....	13
1 情報伝達体制の整備.....	13
2 避難支援体制の整備.....	14
第6章 災害発生時の対応.....	16
1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施.....	16
2 避難支援の実施.....	16
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援.....	16
第7章 避難所等における支援体制.....	18
1 避難所における支援.....	18
2 福祉避難所における支援.....	19
3 在宅避難者への支援.....	20
第8章 風水害対策.....	21
1 市内河川の現況.....	21
2 近年の水害.....	21
3 水防体制.....	21
4 避難支援.....	21
5 土砂災害における対応.....	25
6 普及・啓発.....	26
第9章 新型インフルエンザ等対策.....	27
1 目的.....	27

2	対象とする感染症.....	27
3	新型インフルエンザ等の発生前（未発生期）の準備.....	27
4	新型インフルエンザ等の発生時（海外発生期）以降の対応.....	30
	資料.....	32
1	避難行動要支援者名簿の様式例.....	32
2	名簿情報提供に関する避難行動要支援者の意思確認の様式例.....	33
3	名簿受領書兼誓約書の様式例.....	35
4	個別支援プランの様式例.....	36
5	要配慮者、避難行動要支援者の特徴と災害発生時の支援.....	37
6	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧.....	40
7	福祉避難所協定締結施設.....	42
8	福祉避難所利用のための確認シートの様式例.....	43
9	災害対策基本法（抜粋）.....	44

はじめに

近年、東日本大震災や平成28年熊本地震をはじめとする地震、集中豪雨や台風による風水害など、全国各地で大規模な災害が発生しています。このような災害時では、特に高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方（以下「避難行動要支援者¹」という。）が逃げ遅れたり、必要な情報が伝わらなかつたりするなど、その対策が課題となっています。

災害発生時において、特に行政等の支援が開始されるまでの初動支援は地域住民の助け合いが必要不可欠となります。隣近所による日頃からの見守りや自治会、自主防災組織²といった地域の力を活用し、地域における共助の支援体制を構築していく必要があります。

国では、東日本大震災を教訓として、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、同年8月には「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定しました。これは、単独での避難行動が困難と思われる人を対象とした避難行動要支援者名簿³の作成を市町村の地域防災計画に定め、名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう講じたものです。

鎌ケ谷市では、東日本大震災等の教訓と国の方針等に対応するため、このたび平成22年に策定した「鎌ケ谷市災害時要援護者避難支援計画」を見直し、地域住民と地域の組織・団体等による避難行動要支援者名簿の活用等を含めた避難支援を位置づけた「鎌ケ谷市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。

また、市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ⁴等が発生した場合にも、特にひとり暮らしの高齢者や障がい者等が孤立することが想定されます。

そこで、新型インフルエンザ等対策についてもこの計画に位置づけ、地域住民に情報提供を行い、意識啓発を図るとともに、具体的な支援体制を整備することとしました。

¹ 避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

² 自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神、連帯感により主に自治会・町内会やマンション等を単位として組織し、お互いに協力し合い、地域が一体となって災害予防や災害を軽減するための防災活動を行っている。

災害対策の最も基本となる災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

³ 避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10第1項）

地域防災計画の定めるところにより避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をするための基礎とする名簿。

⁴ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有するインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症をいう。毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザと異なり、殆どの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

(1) 計画の目的

防災対策の推進に当たっては、総合的な取組が重要であり、中でも避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題となっています。

鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度は、鎌ヶ谷市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）において定める基準に基づき作成した避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者の同意に基づき、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別支援プラン⁵」を作成し、自治会や自主防災組織、民生委員児童委員⁶などの地域の方々が日頃から避難行動要支援者を見守り、災害時に地域の中で支援が行われることを目指すものです。

市はもとより、地域の方々や福祉関係者、諸団体が連携してこの制度を周知・普及し、災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導などの支援について取り組み、地域が主体となった安全・安心体制を強化することを目的としています。

(2) 「自助」「共助」「公助」の必要性

大きな災害が発生した場合、公的支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守る「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員児童委員等の組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に実行される取組が、重要となります。

このような「自助」「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなどの支援体制の構築が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人は、地域で守る」を基本とし、行政等による支援活動の「公助」を併せて、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められています。

⁵ 個別支援プラン

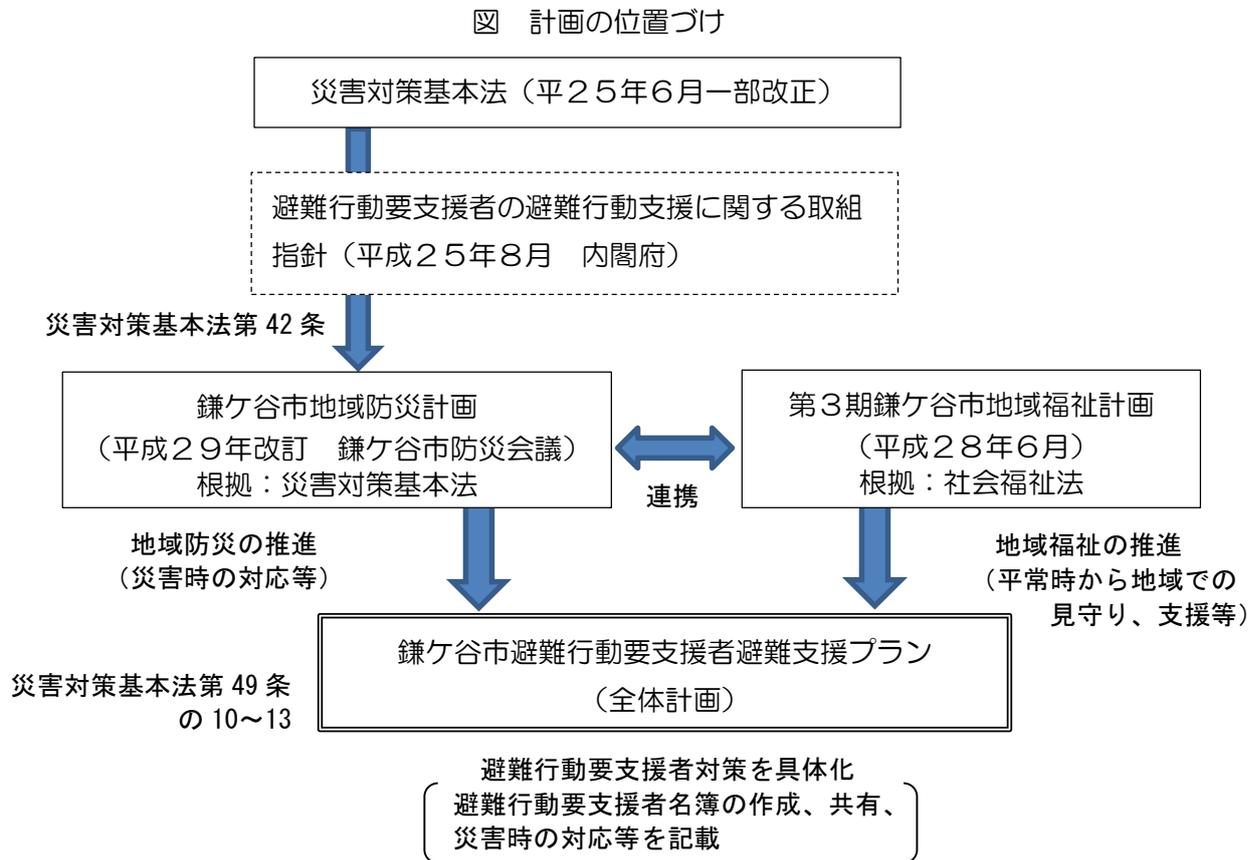
避難行動要支援者一人ひとりについて、担当する支援者の氏名・連絡先や、名簿情報提供の意思確認時や個別訪問等で知り得た避難支援に必要な情報（具体的な身体状況、緊急時に連絡がとれる家族や親戚、避難に必要な装備、支援に当たって必要な留意事項等）、本人も知っておくべきこと（避難場所、民生委員児童委員の氏名・連絡先等）を事前にまとめた計画のこと。

⁶ 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働省大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割を担う。また、民生委員は児童委員を兼ねており、地域の子どもたちやその保護者が元気に安心して暮らせるように見守り、また、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

2 計画の位置づけ

本市における災害対策の全体は、災害対策基本法第42条に基づき、地域防災計画に定められています。本計画は、そのうちの避難行動要支援者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿の作成や避難時の支援等について具体化したものです。



3 計画の対象となる避難行動要支援者

災害発生時において特に配慮が必要とされる要配慮者⁷は、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などが含まれます。

これらの要配慮者は、医療機関や施設への入院・入所中で日常生活において常時必要な支援を受けている者や、妊産婦や外国人などのように災害時に適切に情報を入手できれば自力で避難することができる者も含まれており、その状況は様々です。

このため、本計画では、他者の支援がなければ避難できない在宅の人で、ひとり暮らしなどの理由で家族等による必要な支援を受けることが困難な人を避難行動要支援者として定め、重点的・優先的に支援を進めます。

⁷ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時一連の行動をとるのに支援を要する人々。

一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられている。

第2章 避難支援体制の整備

1 鎌ケ谷市避難行動要支援者連絡会議の設置

鎌ケ谷市避難行動要支援者連絡会議は、避難行動要支援者の避難支援に関して、庁内での情報共有及び避難支援対策の検討を進めるため、社会福祉課、安全対策課及びその他関係部署による横断的な組織として設置します。

また、防災関係機関及び日頃から避難行動要支援者と接している自治会や自主防災組織、民生委員児童委員等と連携しながら、平常時から情報の共有に努め、支援策の検討を行い、避難行動要支援者の避難支援対策を推進します。

(1) 会議の構成員

市関係部署（市民活動推進課、安全対策課、社会福祉課、障がい福祉課、こども支援課、幼児保育課、高齢者支援課、健康増進課、教育総務課、警防課）、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、その他避難行動要支援者の支援に関わる課

(2) 連携する機関等

ア 防災関係機関（千葉県、警察署、消防本部・消防団等）

イ 自治会、自主防災組織及びマンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体（以下「自主防災組織等」という。）

ウ 民生委員児童委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体（鎌ケ谷市身体障がい者福祉会、鎌ケ谷市聴覚障害者福祉会、NPO 法人鎌ケ谷市手をつなぐ親の会、障がい福祉施設等）（以下「避難支援等関係者⁸」という。）

エ その他公的機関、団体等

2 避難支援体制

(1) 市の役割

ア 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の作成

イ 避難行動要支援者名簿の作成

ウ 避難行動要支援者に対する名簿情報提供の意思確認

エ 避難行動要支援者名簿情報の提供（平常時は同意者のみの情報を提供）

オ 避難行動要支援者避難支援制度の普及・啓発

⁸ 避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

なお、本計画では、自主防災組織等が主体となった支援体制を構築するため、①防災関係機関（千葉県、警察署、消防本部・消防団等）②自主防災組織等（自治会、自主防災組織及びマンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体）③避難支援等関係者（民生委員児童委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体）④その他公的機関、団体等と定義している。

(2) 防災関係機関の役割

- ア 防災知識、防災意識の普及・啓発
- イ 名簿情報を活用した地域における安全体制の確保
- ウ 災害時情報伝達、安否確認の協力
- エ 避難支援及び救助

(3) 自主防災組織等の役割

- ア 日頃の地域活動を通じて支援が必要な者の把握
- イ 避難支援等関係者の協力を得て個別支援プランの作成
- ウ 避難支援に実際に携わる避難支援者の協力呼びかけ、避難支援者の確保
- エ 地域の自主防災訓練や避難支援訓練、安否確認訓練等の実施

(4) 避難支援等関係者の役割

- ア 自主防災組織等が行う個別支援プラン作成への協力
- イ 避難行動要支援者避難支援制度の周知
- ウ 災害時情報伝達、安否確認の協力

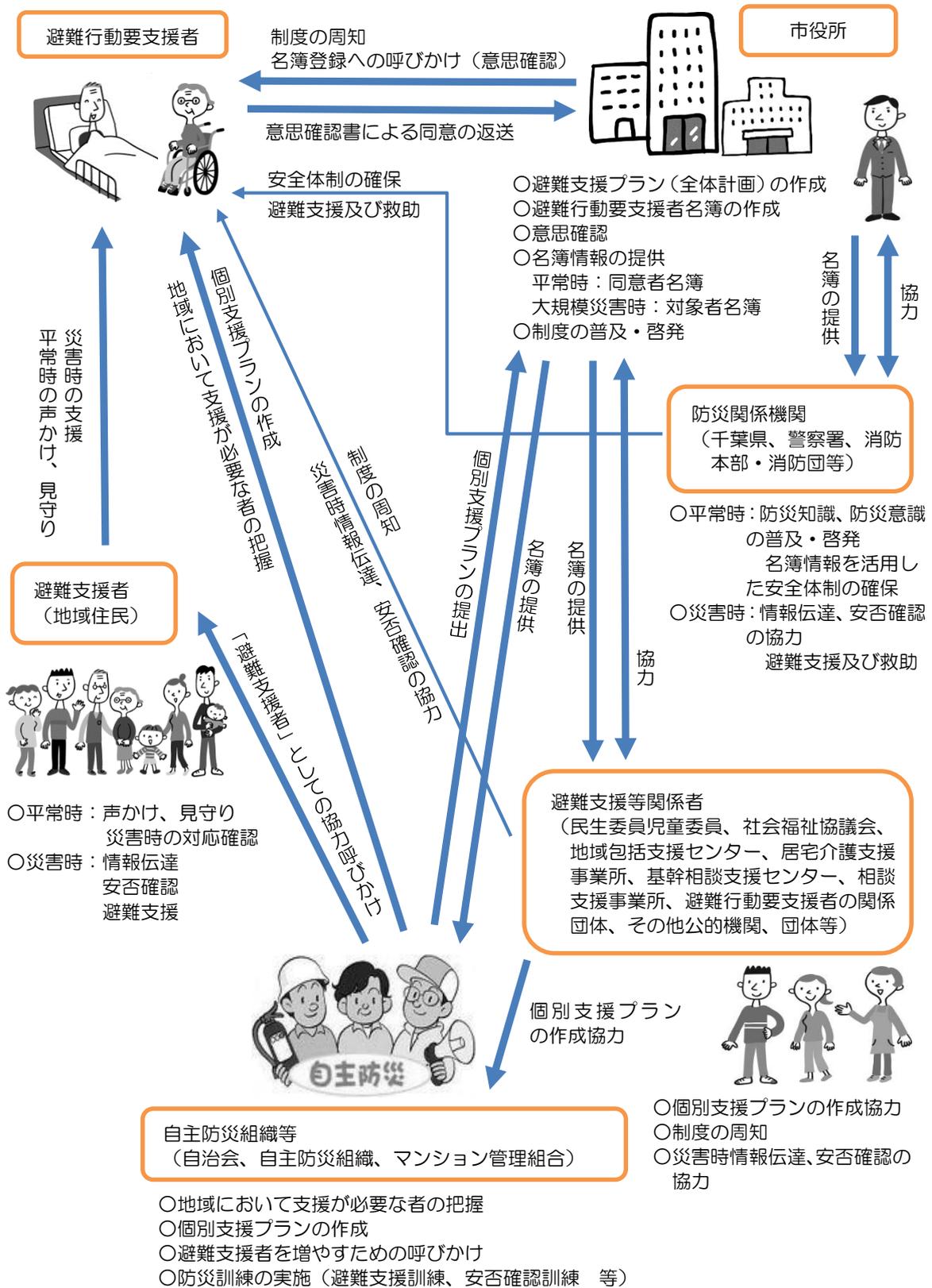
(5) 避難支援者⁹（地域住民）の役割

- ア 平常時
 - ① 声かけ
 - ② 見守り
 - ③ 災害時における支援方法の確認
- イ 災害時
 - ① 情報伝達
 - ② 安否確認
 - ③ 避難支援

⁹ 避難支援者（地域住民）

避難行動要支援者に対する普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合又は発生したときに災害の情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援に心がけていただく方。しかし、決して責任を伴うものではない。普段からよい近所付き合いに心がけ、自分の命、家族の命を最優先として、可能な範囲で支援をお願いするもの。

図 鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援制度の支援体制



第3章 避難行動要支援者名簿の作成・管理

1 避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時において、避難行動要支援者に対する安否確認や避難支援、避難所等での生活支援を的確に行うため、市は、個人情報の保護に留意しながら地域防災計画に基づき避難支援を要する者の名簿を作成します。

(1) 避難行動要支援者名簿の対象者

生活の基盤が鎌ヶ谷市内の自宅にあり、次の要件に該当する市民を名簿の対象者とします。ただし、長期の入院患者や福祉施設等*の入所者は除きます。

※福祉施設等 障がい者（児）入所施設、療養介護施設、グループホーム、ケアハウス、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者で要支援1から要介護2の者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1から要介護2の者
- ③ 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者
- ④ 身体障害者手帳所持者（1・2級）ただし免疫機能障害を除く
- ⑤ 療育手帳所持者（A判定）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）
- ⑦ 難病患者（筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者）
- ⑧ 小児慢性特定疾病児童（人工呼吸器装着者）
- ⑨ その他、相当の支援を必要とすると認められる者

(2) 避難行動要支援者情報の収集

ア 市が行う避難行動要支援者情報の収集

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体状況等により自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、本人からの申請及び市関係部署等で運用するシステム等から把握します。

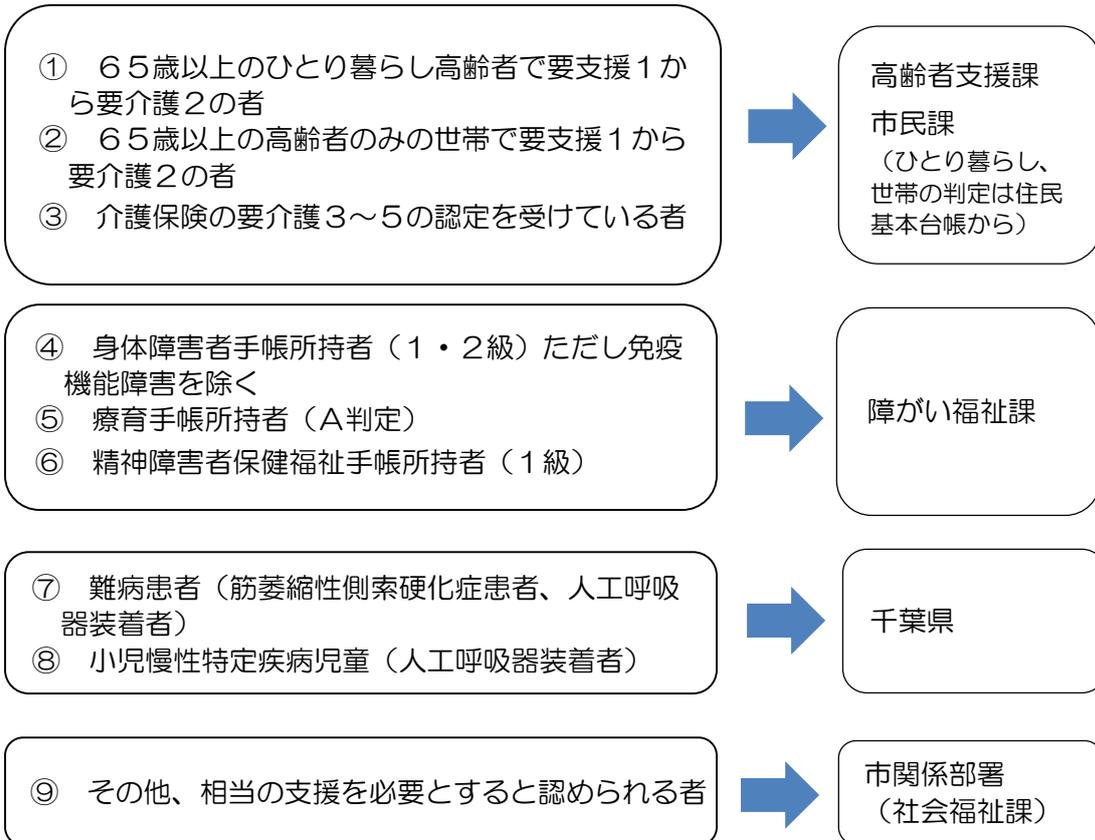
また、市で把握していない難病患者及び小児慢性特定疾病児童に係る情報を千葉県より、ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯への訪問調査等の情報を高齢者支援課より収集します。

イ 地域が行う避難行動要支援者情報の収集

自主防災組織等は、日頃の地域活動を通じて、また、避難行動要支援者避難支援制度の周知により、避難行動要支援者や家族の同意が得られた情報を収集します。

表 <避難行動要支援者の要件>

<名簿情報の担当課>



(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿の記載事項は、次に掲げる事項とします。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者の名簿情報提供に関する意思確認¹⁰

市は、避難行動要支援者に該当する者に対して、制度の趣旨及び自主防災組織等や民生委員児童委員等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することについて、鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援に関する意思確認書を送付するなどして理解を得るとともに意思確認を行います。

¹⁰ 意思確認

重度の認知症や障がい等により本人が判断できない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得て差し支えないことが国からの通知(平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号)で示されている。

(5) 避難行動要支援者名簿の種類

ア 避難行動要支援者対象者名簿（以下「対象者名簿」という。）

市は、災害発生時の安否確認等に活用するため、避難行動要支援者の同意に関係なく、基準日において避難行動要支援者対象要件に該当する人を登録した対象者名簿を、市関係部署の間で共有します。

イ 避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）

上記アの対象者名簿のうち、平常時からの避難支援体制づくりに活用するため、名簿情報提供に同意した避難行動要支援者のみの名簿を作成します。

また、同意者名簿をその地域の自主防災組織等や民生委員児童委員等の避難支援等関係者に提供する場合、平常時から自主的な支え合いの取組を行うことをあらかじめ役員会等で決定するなど共通認識を持った上で、鎌ヶ谷市避難行動要支援者同意者名簿受領書兼誓約書を市に提出してもらいます。

同意者名簿の提供先

- ① 警察署
- ② 同意者名簿の管理等について、事故・漏洩の防止などを遵守していただくことを前提に誓約書を提出した自主防災組織等や避難支援等関係者
- ③ その他公的機関・団体等

2 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、名簿情報の更新を原則1年に1回行います。また、平常時において、次のように情報を共有します。

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

ア 市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務及び市関係部署が収集した情報を基に、対象者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新に保ちます。

イ 市は、新たに避難行動要支援者に該当する者に対し、制度の趣旨及び自主防災組織等や避難支援等関係者への名簿情報提供について意思を確認します。

(2) 情報の共有

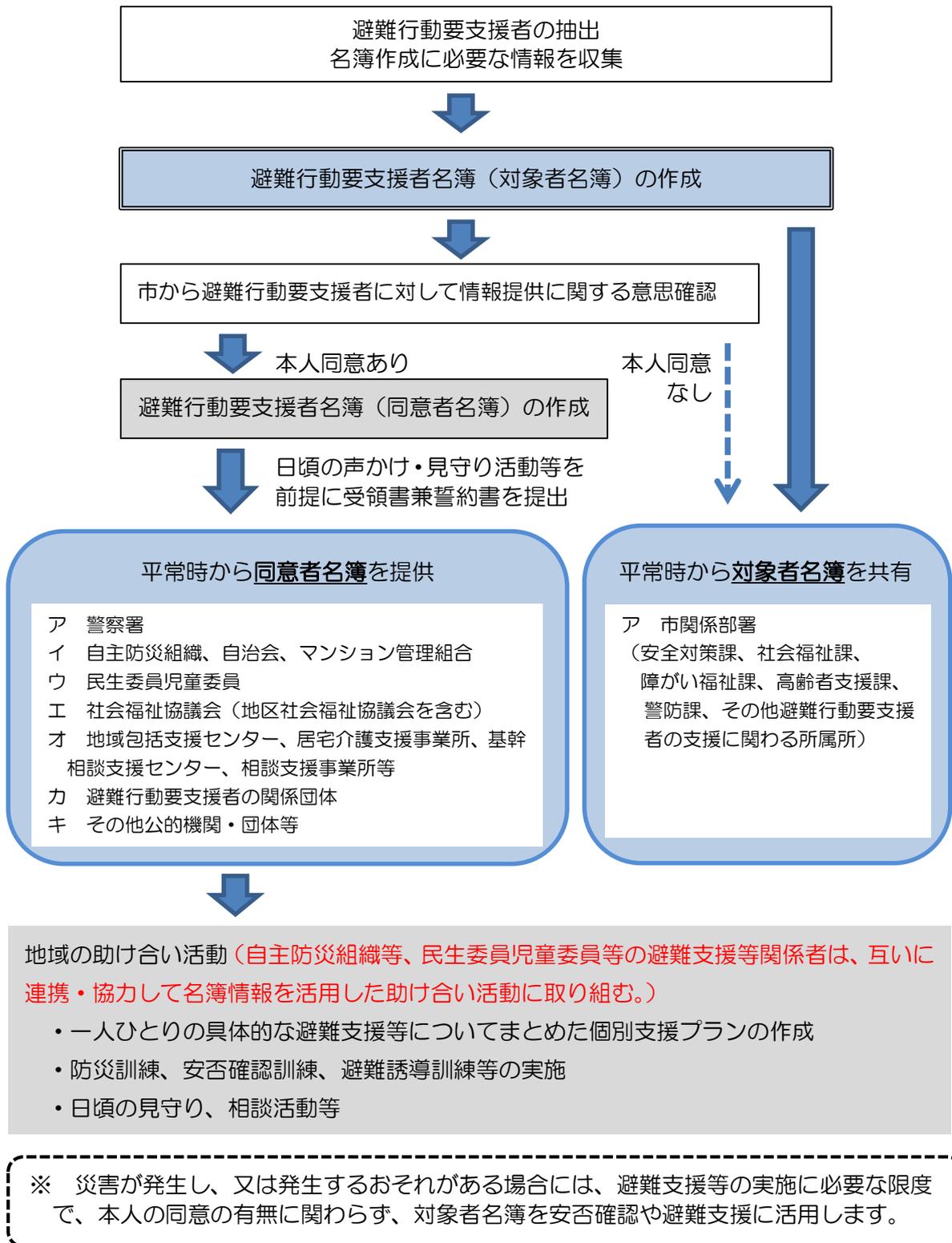
ア 市は、対象者名簿の更新情報を市関係部署の間で共有するとともに、同意者名簿についても自主防災組織等や避難支援等関係者に更新した情報を提供します。

イ 市は、避難行動要支援者の転居や死亡、長期入院や社会福祉施設等への長期入所が確認された場合は、対象者名簿から削除し、同意者名簿についても削除された旨を自主防災組織等や避難支援等関係者に周知します。

(3) 名簿情報の取扱い

自主防災組織等は、市より提供された名簿情報の適正な管理を行うとともに、その取扱いについては細心の注意を払いながら、平常時から情報伝達手段や避難支援等について確認し、避難行動要支援者が住んでいる地域の避難支援者の確保や避難支援訓練等を通じて、円滑な避難支援が行えるよう努めます。

図 避難行動要支援者名簿の作成と提供の流れ



第4章 個別支援プランの作成・管理

1 個別支援プランの作成目的

災害発生時や災害の可能性が高まった際には、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのためには、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どここの避難場所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

市では、平常時から地域の助け合い活動を行うことを前提に誓約書を提出してもらった自主防災組織等とともに、個別支援プランの作成に取り組みます。

2 個別支援プランの作成方法

(1) 個別支援プランの作成

自主防災組織等は、民生委員児童委員等の避難支援等関係者の協力・支援を得ながら、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）と避難支援方法について話し合いながら個別支援プランを作成します。

(2) 個別支援プランの内容

個別支援プランは、次の具体的な支援方法について話し合っ決めて決めます。

- ① 災害発生時に避難支援等を行う人（避難支援者）
- ② 避難支援等の方法や避難経路、避難場所
- ③ 避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）
- ④ 本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
- ⑤ その他、要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

(3) 避難支援者（地域住民）の確保

ア 自主防災組織等は、避難行動要支援者に避難情報を伝えたり安否確認や避難場所等まで誘導したりする避難支援者を、可能な限り隣近所から探し、協力を求めます。

協力を求める場合は、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援に当たっては避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明します。

イ 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災あるいは一人では支援ができない場合を想定し、可能な範囲で避難行動要支援者一人に対して複数の避難支援者を定めま

(4) 個別支援プランの提出

自主防災組織等は、作成した個別支援プランを市に提出します。

3 個別支援プランの共有・管理

(1) 個別支援プランの共有の範囲

個別支援プランの原本は市が保管し、避難行動要支援者管理システム¹¹で出力した個別支援プランを避難行動要支援者、避難支援者、自主防災組織等及び避難支援等関係者の間で共有します。

(2) 個別支援プランの適正管理

個別支援プランを保管する者は、避難支援の目的以外に個別支援プランを使用することはできません。また、共有により知り得た情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければなりません。支援する役割を離れた場合も同様とします。

4 個別支援プランの確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難ができるよう、お互いに個別支援プランの内容について事前に確認します。また、自主防災組織等は、民生委員児童委員等の避難支援等関係者の協力・支援を得ながら、毎年一回、避難行動要支援者に確認し、内容に変更がある場合は、修正し、正しい情報に更新します。

¹¹ 避難行動要支援者管理システム

台帳整備や名簿の作成、個別支援プランの作成、災害時の安否確認までを行えるシステム。

第5章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

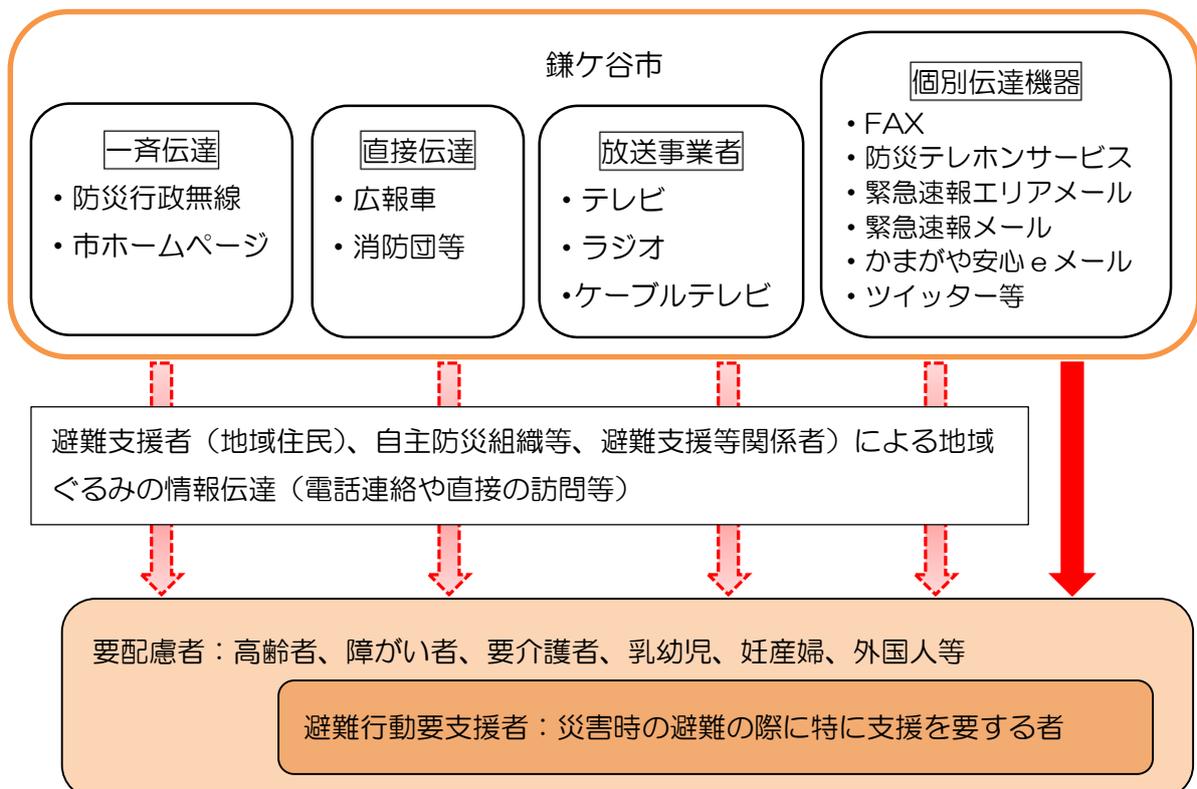
市は、災害時に避難行動要支援者の避難を迅速に行うためには、気象庁が発表する警報や市からの避難準備・勧告・指示等の避難情報を的確に伝達する必要があります。

そこで、次の情報伝達手段を使って伝達することを基本とします。

- ① 防災行政無線、市ホームページ
- ② 広報車、消防団等による広報
- ③ テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ
- ④ FAX、防災テレホンサービス、緊急速報エリアメール、緊急速報メール、かまがや安心eメール、ツイッター等

また、発令された避難情報が避難行動要支援者を含めた市民に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

図 避難行動要支援者等への情報伝達



2 避難支援体制の整備

(1) 避難行動要支援者及び市民への周知

避難行動要支援者避難支援制度の周知は、避難行動要支援者に対しては市広報や市ホームページをはじめ、市から個別に一斉通知（ダイレクトメール）により平常時から名簿情報提供の意思確認を求める文書（鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援に関する意思確認書）を送付して周知を図ります。

また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所など本人や家族と接点の深い避難支援等関係者に協力を呼びかけ、事業者等から制度の説明や意思確認についての周知協力を依頼します。

さらに、広く市民に制度を理解していただけるよう、わかりやすい制度パンフレットの市域全戸配布や避難支援者（地域住民）の登録呼びかけなどを通じて、地域での支援や日頃の助け合いへの理解促進を図ります。

(2) 自主防災組織等や避難支援等関係者への周知

本制度の普及にあたっては、自主防災組織等や避難支援等関係者が顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域特性に応じた周知を図ります。

市は、地域ごとに自主防災組織等や民生委員児童委員等の避難支援等関係者に対し、制度についての説明の他、地域での今後の取組について話し合う機会を設けていきます。また、同意者名簿を受領した自主防災組織等が主体となった地域での支援体制づくりを支援します。

(3) 平常時における支援体制づくり

自主防災組織等は、災害時の避難支援だけでなく、普段からの見守りや声かけを積極的に行い、避難行動要支援者と支援方法について十分に話し合っ て信頼関係を深めておくことが大切です。

その際、防災に関する取組だけでなく、避難行動要支援者が地域社会で孤立しないよう、地域行事への参加を呼びかけたり、地域に溶け込める環境づくりに努めることや避難支援者（地域住民）を確保する取組も必要です。

また、大規模な災害が発生したときは、避難支援をする側の者が被災者となる可能性があり、支援活動ができないことも想定されます。このため、地域による支援活動は義務や責任を伴うものではないことを、避難行動要支援者も含め、関係するすべての方が理解することが必要です。

(4) 防災訓練の実施

地域で実施される防災訓練において、避難行動要支援者と避難支援者の両者が参加し、作成した個別支援プランの避難支援等が、実際に機能するかを点検することは非常に重要なことです。

避難行動要支援者が訓練に参加することにより、地域の避難支援者が車いすの操作などを実際に体験でき、避難行動要支援者についての理解も深まります。

特に、防災訓練の際に生じた課題等について再度検証し、個別支援プランを見直すことにより、実践的な避難支援体制の構築につながります。

(5) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、避難行動要支援者の受入れや移動支援などの避難支援体制の整備に努め、避難準備・高齢者等避難開始などの避難情報の発令の際には、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

(6) 避難行動要支援者（本人・家族）の取組

ア 日頃から隣近所や身近な人たちとコミュニケーションをとるように努めます。

イ 地域の防災訓練や地域の行事などに参加するなど、自分のことを知ってもらうように努めます。

ウ 地震で家具が倒れないように固定します。

エ 避難する廊下や出入り口に物を置かないようにします。

オ 自分の所在を知らせる笛、普段使っている医療器具、薬、必要な生活用品を事前に準備します。

カ 大雨や地震など災害情報を入手するために、必要な機器（ラジオ、携帯電話等）を準備します。

キ 自分でできること、できないこと、災害時にしてほしい支援内容を避難支援者や地域の人に伝えておきます。

ク 避難生活で必要となる飲料水（1人1日3リットルを目安として、最低3日分、推奨1週間分）や食料（最低3日分、推奨1週間分）の備蓄、救急用品等の非常持出品の準備をします。

第6章 災害発生時の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かいます。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行います。
- (2) 避難支援者は、市からの防災行政無線、かまがや安心eメール及び地域で入手した避難情報を避難行動要支援者に伝達します。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により行います。
- (3) 避難支援者は、避難情報を伝達する際に、安否確認を行います。その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況を把握し、避難の必要があるかどうかを考え適切な支援を行います。

2 避難支援の実施

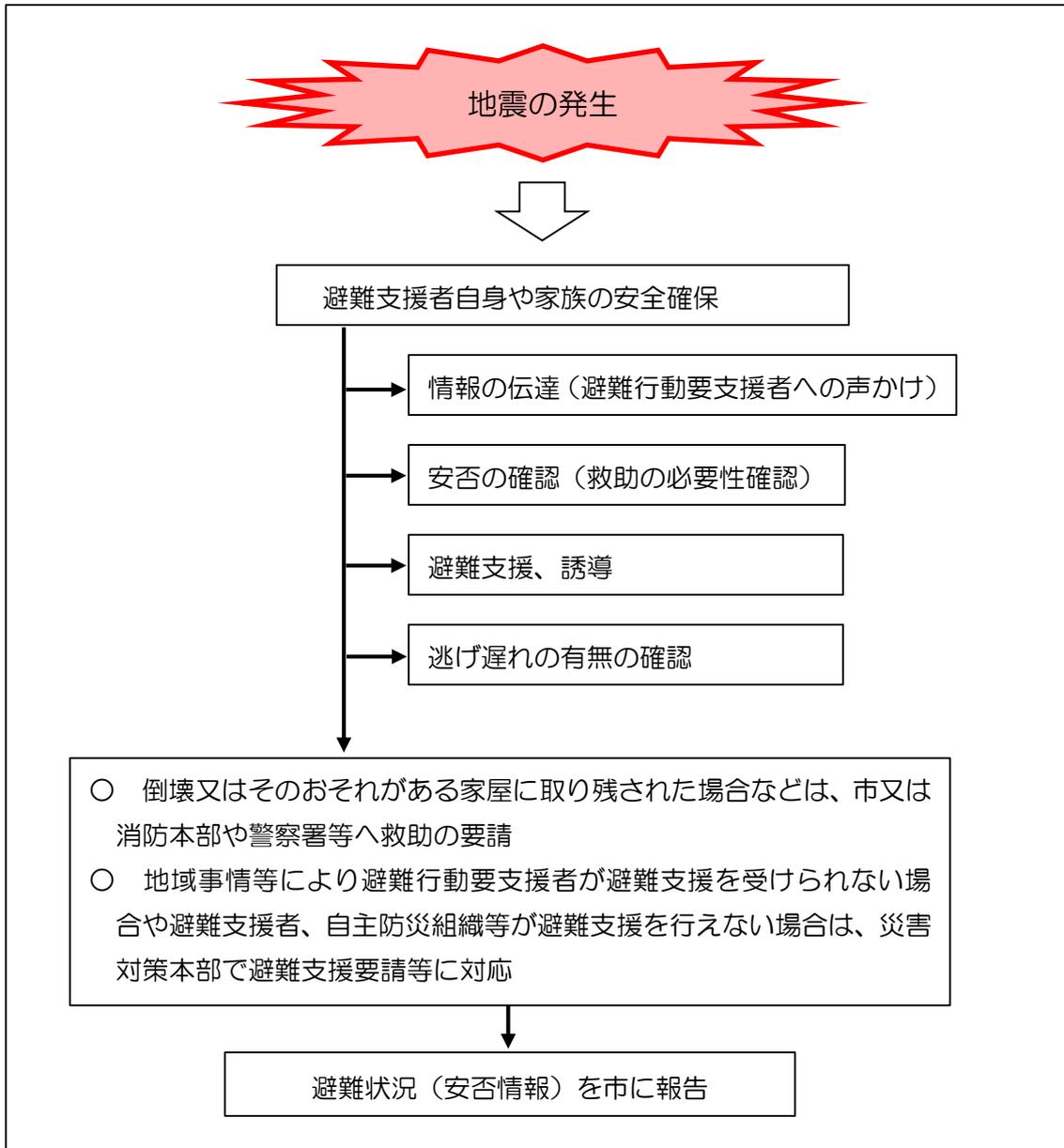
- (1) 避難支援者は、避難が必要と判断したときは個別支援プランに基づき、避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させる場合があります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

また、倒壊又はそのおそれがある家屋に取り残された場合など、避難支援者や自主防災組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、市又は消防本部や警察署等の防災関係機関へ救助の要請を行います。
- (2) 市は、地域事情等により避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者、自主防災組織等が何らかの理由により避難支援を行えない場合などに備え、災害対策本部において避難支援要請に対応するなど、避難支援体制を整えます。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要があると判断した場合は、本人の同意の有無に関わらず、対象者名簿を安否確認や避難支援に活用します。

図 地域での支援の基本的な流れ【地震の場合】



第7章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援

避難行動要支援者にとって避難所での生活は、生活環境の急激な変化となるため、様々な配慮が必要となります。

市は、避難行動要支援者の避難所生活を支援するため、自主防災組織を中心とした避難所運営委員会¹²等と協力しながら次のような環境整備を進めていきます。

(1) 名簿情報の引継ぎ

市は、指定避難所¹³において名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所運営委員会等に適切に引き継ぎます。

(2) 避難行動要支援者への支援

ア 地域防災計画で指定する避難所について、避難行動要支援者の利用に配慮し、バリアフリー化や公共下水道直結型マンホールトイレの設置など、施設の整備改善に努めます。また、バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備や高齢者、障がい者及び女性等に配慮した災害用トイレ等の整備を進めます。

イ 指定避難所における避難行動要支援者のスペースについて、可能な限り少人数部屋の確保もしくは少人数スペースの確保に努めます。

ウ 情報提供に当たっては、避難行動要支援者の特性や状態に応じて、紙媒体や音声・文字・手話など様々な伝達方法を工夫するよう努めます。また、手話通訳者及び要約筆者や日本語が不自由な外国人避難者に対する通訳者、移動等の介助ボランティアなどの派遣を行います。

エ 心身の健康管理や生活リズムを取り戻すため、医師や保健師等による巡回ケアサービス（健康相談）、二次的健康被害（エコノミッククラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の必要な支援を行います。

オ 専門の相談窓口を設置し、保健、福祉等の総合的な相談に応じます。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮に努めます。

カ 指定避難所でのボランティアの受入れ体制を整備するなど、ボランティア活動が効果的に運用できるようなコーディネート体制の整備を図ります。

キ アレルギーや食事制限のある方々に応じた食料や生活物資等の確保及び配布に努めます。

¹² 避難所運営委員会

避難所の運営を自主的に協議し決定するために、地域住民（避難者）の代表、避難所班担当職員、施設管理者などで構成する運営機関。避難者の要望や意見調整、避難所生活のルールづくりなど、避難所における意思決定を行う。

¹³ 指定避難所

自宅での生活に支障をきたすため、被災者が一時的に避難生活を行う場所。市では、災害状況に応じて建物等を指定する（鎌ヶ谷市地域防災計画〔平成29年改訂〕より）。

ク 乳幼児を抱える家庭や妊産婦が安心して避難生活を送れるスペースの確保や、生活用品（ミルク、おむつ等）の提供などに努めます。

2 福祉避難所¹⁴における支援

市は、自宅や通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のための避難所として、施設の安全確認や人員の確保等の準備が整い次第福祉避難所を開設し、支援を行います。

(1) 福祉避難所の確保

市は、あらかじめ、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ施設内において必要な生活支援が受けられる体制が整っている社会福祉施設と事前に協定を結び、福祉避難所を確保します。

(2) 福祉避難所の対象者

避難行動要支援者のうち、指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を要する者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者としてします。

(3) 福祉避難所への受入れ

市は、福祉避難所での受入れを必要とする避難行動要支援者を把握した場合、福祉避難所利用のための確認シートに基づいて、対象者の利用判断を行います。なお、医療的ケアが必要な者については、障がいの重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、医療的ケアを実施できるスタッフや資器材等が整っている社会福祉施設や医療機関等への移送を検討します。

(4) 福祉避難所の運営

市及び各施設管理者は、生活相談員等の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、紙おむつ、ストーマ用装具等を調達し、運営にあたります。

また、プライバシーや女性に配慮した支援を行うよう努めます。さらに、避難行動要

14 福祉避難所

自宅や避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を一時的に受け入れ、保護するために開設する避難所をいう。

市では、社会福祉センターを福祉避難所として指定し、また特別養護老人ホームを福祉避難所とする協定を締結しているが、施設の安全確認や人員の確保等、準備が整い次第開設を行うので、直接避難することはできない。福祉避難所への受入が必要と考えられる要配慮者の方々についても、まずは指定避難所等へ避難することとなる。

国による福祉避難所の定義等

施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、要配慮者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、都道府県の委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人に1人の生活相談員（生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けられることができるとされている。

支援者の病状等の急変などにより、常時の介護や治療が必要となった場合には、緊急入所や一時入所、入院等を検討することが必要となるため、地域の病院や社会福祉施設等と連携を図り、協力体制を整備します。

市は、これらの運営が効果的に行えるよう、各施設管理者と連携して具体的な開設及び運営の手順等について協議しながら福祉避難所運営マニュアルを作成し、災害発生時の対応に備えていきます。

3 在宅避難者への支援

被災した避難行動要支援者の中には、他人との共同生活が難しい等の理由から、避難所外での自家用車による車中泊やビニールハウス、テント、自宅敷地内などで避難生活を送る人がいることも考えられます。

市は、民生委員児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、指定避難所以外で避難生活を送る避難行動要支援者の所在や状況を把握し、必要な支援を行います。

(1) 在宅避難への備え

居室・寝室等にある家具で地震時に転倒のおそれがある場合、転倒防止器具の取り付けを進めるなど、家具等の転倒防止の推進を図ります。

(2) 在宅避難者の見守り

市は、民生委員児童委員や居宅介護支援事業所等の避難支援等関係者と連携し、在宅で避難生活を送る避難行動要支援者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ります。

また、保健師等による巡回相談等を通して、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の必要な支援を行います。

(3) 電源の確保

電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション、医療機器の提供を受けている事業者等と相談するよう周知します。

(4) 介護サービス等の提供

自宅で避難生活を送る介護サービス等の利用者には、サービスの速やかな再開・継続が必要となります。市は、居宅介護支援事業所等の避難支援等関係者と連携・協力し、訪問等により把握した情報を共有するとともに、サービスを提供する体制の整備を図ります。

(5) 必要な物資の調達・供給

災害時、避難生活に必要な物資は、本人・家庭による備蓄を前提としますが、自宅が倒壊した場合や備蓄が不足した場合には、市は指定避難所等を通じて物資を供給します。

指定避難所等まで物資を受け取りに来ることが困難な避難行動要支援者に対しては、ボランティアを活用して配達するなどの方法により物資を供給します。

第8章 風水害対策

1 市内河川の現況

鎌ヶ谷市は、10～20mの丘陵の起伏を持つ下総台地に位置しており、下総台地を南北に分ける分水嶺が本市北部を通っており、30mを超す東葛飾地区の台地の最高地をなしています。数条の谷地にある川は、手賀沼に注ぐもの（手賀沼流域 一級河川及び準用河川として大津川）、印旛沼に注ぐもの（印旛沼流域）、市川海岸に注ぐもの（真間川流域 一級河川として大柏川、準用河川として根郷川、中沢川、二和川）、船橋海岸に注ぐもの（海老川流域）とそれぞれの水源地をなしています。

2 近年の水害

都市部においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に多量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の噴出など、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が発生しています。

過去においても、2～3年に数回の頻度で浸水被害が発生しており、特に平成3年の台風18号、平成5年の台風11号、平成8年の台風17号、平成16年の台風22号、平成25年の台風26号において半壊、床上浸水等の被害は大きなものでした。

3 水防体制

市は、地域防災計画に基づいて風水害対策に取り組むとともに、浸水等の風水害が発生した場合は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置して、危険個所の警戒・巡視、被害情報の収集及び関係機関との連絡等に努めます。併せて、自主防災組織等と協力し、状況の変化に応じた避難行動要支援者の迅速な避難を支援します。

4 避難支援

(1) 避難情報の発令

ア 避難準備・高齢者等避難開始¹⁵

市は、風水害が予想される地域の市民に対して、避難勧告（避難のため立ち退きを進め促すもの）・避難指示（緊急）（避難のため立ち退かせるもの）に至る前に、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

¹⁵ 避難準備・高齢者等避難開始

国（内閣府）は、平成28年台風10号による水害では、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことが課題となり、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を下記のとおり変更した（平成29年1月改定）。

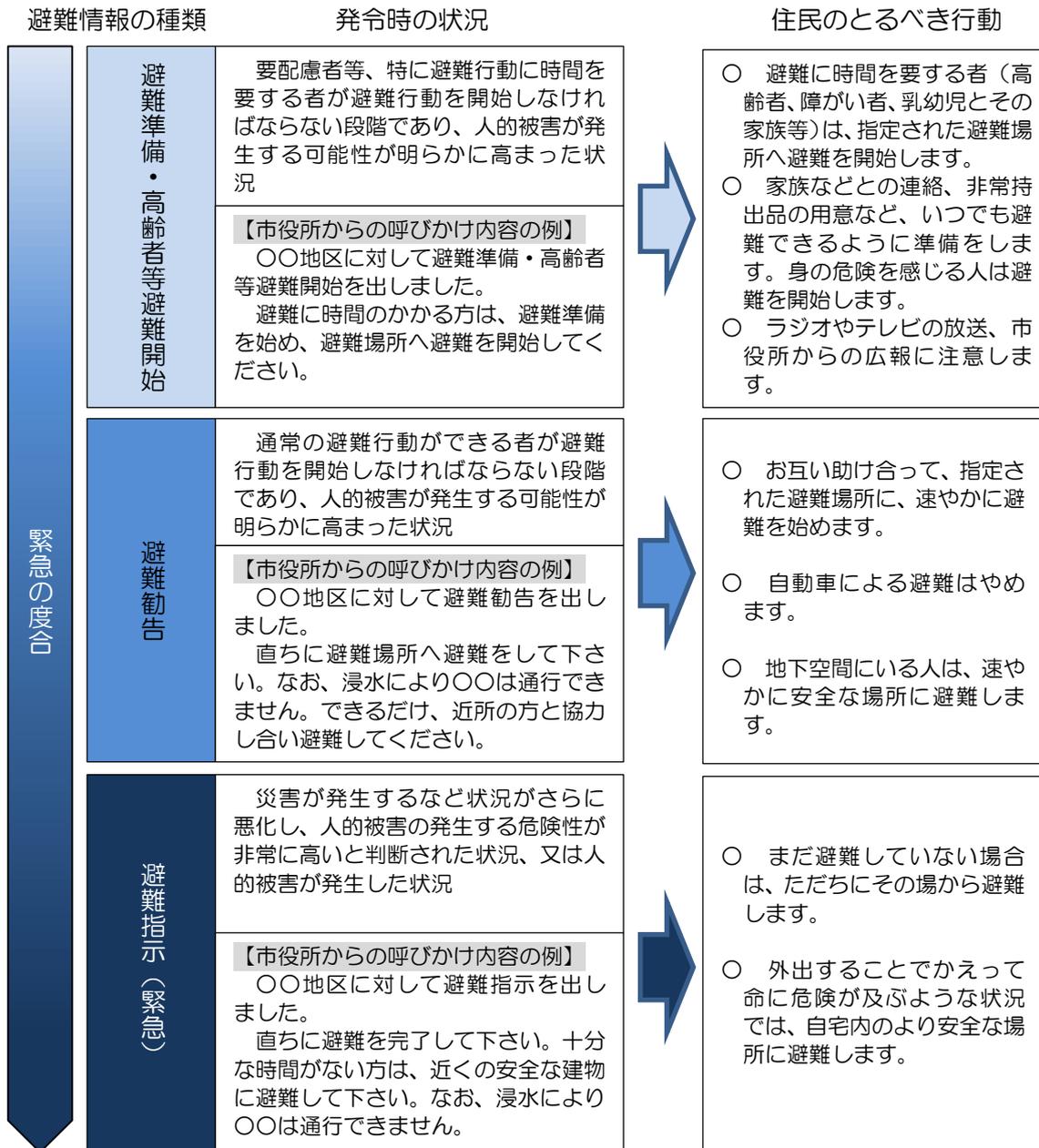
（変更前）	（変更後）
「避難準備情報」	→ 「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→ 「避難勧告」
「避難指示」	→ 「避難指示（緊急）」

併せて、避難行動に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児とその家族等）に対して、早めの段階で避難行動の開始を呼びかけます。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）

市は、状況に応じて、避難先を示し避難勧告や避難指示（緊急）を発令します。

図 避難情報の内容



鎌ヶ谷市洪水ハザードマップより抜粋し、一部修正

※ 避難情報は、必ずしも上記の順番で発令されるとは限らないので注意が必要となります。なお、自然災害のため不測の事態なども想定されることから、避難行動は計画された避難場所などに避難することが必ずしも適切でなく、風水害の状況などに応じて堅牢な建物の2階以上に退避することも有効です。

《参考》 風水害時の避難行動

避難には、「立ち退き避難（水平避難）」と「屋内安全確保（垂直避難）」の2種類あります。

① 立ち退き避難（水平避難）

指定された避難所や避難所以外の安全な場所、近隣の高い場所等へ移動します。

② 屋内安全確保（垂直避難）

建物の2階以上など、より高い場所へ避難します。

洪水や大雨などが激しくなり、立ち退き避難のために屋外に出る方がかえって危険な場合は、屋内のより安全な場所に避難します。

【屋内安全確保を行う例】

- ・夜間や急激な降雨により、避難所までの経路にある危険個所がわかりにくい場合
- ・ひざ上まで浸水（50cm以上）しており、歩くのが困難な場合
- ・浸水は20cm程度だが、水の流れるスピードが速い場合

（2）情報手段等

市は、災害気象情報や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達に関しては、状況に応じて、防災行政無線、市ホームページ、広報車、消防団等による広報、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、FAX、防災テレホンサービス、緊急速報エリアメール、緊急速報メール、かまがや安心eメール、ツイッター等を活用して該当区域の市民に周知を図ります。

なお、被害が想定される区域内における避難行動要支援者が利用する施設等については、降雨や河川水位の状況から洪水等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、早期の避難行動が重要となるため、上記に加えてFAXや電話等を活用して速やかに周知を図ります。

（3）避難所等

風水害時には、災害警戒本部又は災害対策本部で決定した指定避難所を開設し、該当区域の住民に周知します。

（4）安否確認・避難支援等

ア 避難支援体制の整備

市、消防本部や警察署等の防災関係機関、自主防災組織等及び避難支援等関係者が連携して、当該区域の実情にあった避難支援対策に取り組みます。

イ 風水害発生時の避難支援

風水害が発生、又は発生するおそれがある場合の安否確認・避難支援については、災害警戒本部、又は災害対策本部が中心となって次に掲げる業務を行います。

① 情報の伝達

自主防災組織等、避難支援等関係者及び避難支援者は、避難行動要支援者に気象情報等を提供し、警戒を呼びかけます。

情報の提供に当たっては、風水害の場合は原則として電話・FAXにより連絡することとし、通信が使用できない場合は直接訪問します。

② 避難誘導

避難支援者は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者を指定避難所へ安全に誘導します。

避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパス¹⁶などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

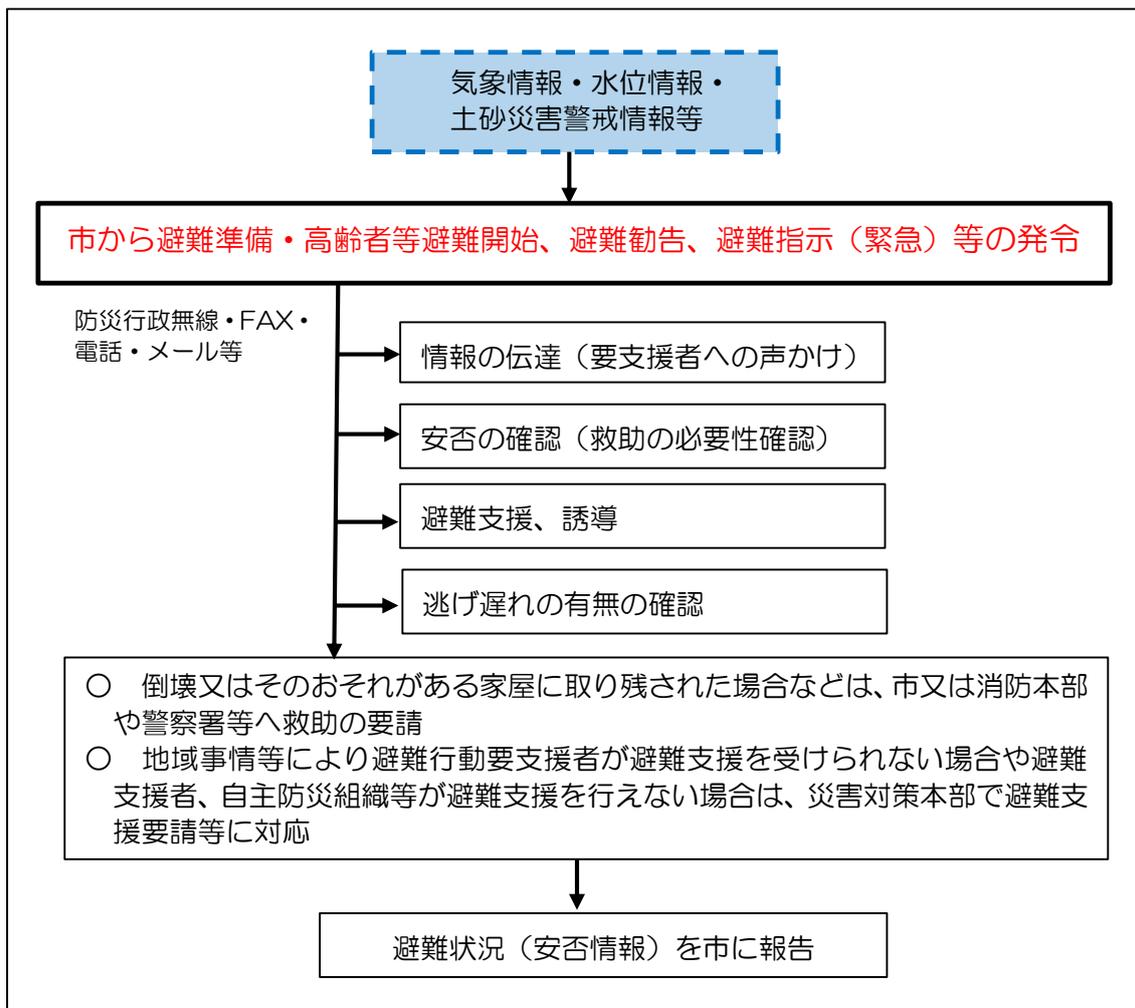
③ 名簿情報の引継ぎ

市は、指定避難所において名簿情報が避難後の生活支援に活用できるよう、避難所運営委員会等に適切に引き継ぎます。

④ 健康相談等

避難行動要支援者及び避難住民の相談及び健康チェック等を行います。

図 地域での支援の基本的な流れ【風水害の場合】



¹⁶ アンダーパス

立体交差で掘り下げ式になっている下の道路。

5 土砂災害における対応

平成26年8月の広島県広島市や平成29年7月に九州北部を襲った記録的豪雨は、大規模な土砂災害による甚大な被害をもたらしました。

土砂災害は、大きく分けて「がけ崩れ¹⁷⁾」「地すべり」「土石流」の3種類ありますが、鎌ヶ谷市の一部では、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の危険性があります。避難情報の発令や避難行動要支援者に対する情報伝達、安否確認、避難支援等については、風水害対策に準じます。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、市内3か所で土砂災害警戒区域¹⁸⁾及び土砂災害特別警戒区域¹⁹⁾が指定されました。

番号	指定箇所 (区域名)	自然現象 の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示日
1	鎌ヶ谷市道野辺北下 (北下1)	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成24年 3月30日
2	鎌ヶ谷市道野辺囃子水 (囃子水3)	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成24年 3月30日
3	鎌ヶ谷市道野辺北下 (北下2)	急傾斜地 の崩壊	○	—	平成24年 3月30日

(2) 土砂災害警戒情報

千葉県と銚子地方気象台は、平成20年3月21日から鎌ヶ谷市を含む千葉県内の市町村ごとに「土砂災害警戒情報」の公表を開始しました。これは、大雨により避難行動が必要な土砂災害の危険性が高まったと判断されるときに、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する防災情報です。この情報は、銚子地方気象台から千葉県を通じて市町村に伝達されるとともに報道機関等の協力を得て、市民への周知が図られます。

(3) 避難行動要支援者等への連絡

市は、土砂災害のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域等の近辺に居住している避難行動要支援者等の連絡先に、安否確認を含めて、避難所への避難準備等を行うよう電話等で連絡します。

¹⁷⁾ がけ崩れ

大雨によって雨水が地面にしみ込み、抵抗力の弱くなったがけが突然崩れ落ちる現象。

¹⁸⁾ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

¹⁹⁾ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

6 普及・啓発

風水害は地震と異なり、予測することが可能な場合もあります。そのため、避難行動要支援者は予報の段階から避難等の準備を開始するなど、自分の身を守るよう早めの行動を心がけることが重要となります。

市では、風水害対策についても避難行動要支援者及びその家族、地域住民への普及・啓発を図ります。

なお、普及・啓発に当たっては、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等が発令された場合にとるべき避難行動について、避難行動要支援者にわかりやすく周知するよう努めます。

(1) 風水害

風水害対策に対する普及・啓発の一環として、市は、鎌ヶ谷市洪水ハザードマップ²⁰を作成し、市民に配布するとともに、市ホームページで公開しています。

(2) 土砂災害

土砂災害対策に対する普及・啓発の一環として、市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を市ホームページで公開しています。

²⁰ ハザードマップ

河川及び主要水路から水が溢れ氾濫を起こしたとき、及び低地などに雨水が溜まったときの浸水予想結果に基づいて、浸水する範囲と深さ及び各地区の避難場所などを示した地図。

市が作成した浸水予想は、過去に甚大な被害を与えた昭和33年9月27日台風22号(狩野川台風)(最大時間雨量60mm、総雨量332mm)の雨が降った場合を想定している。

第9章 新型インフルエンザ等対策

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、ならびに国民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国を挙げて対応することとしています。が、新型インフルエンザ等の被害を最小限に食い止めるためには、個人、家庭及び地域の理解と協力が不可欠となります。

鎌ケ谷市は、国と県の対応を踏まえ、新型インフルエンザが発生した場合における市の対策の基本的な考えや市が実施する主な措置等を示した「鎌ケ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を平成27年2月に策定しました。

この市行動計画は、感染拡大を可能な限り抑制し、市民に情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図ることとしています。特に、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障をきたすおそれがあるひとり暮らしの高齢者、障がい者など（以下「要支援者」という。）への具体的な支援体制の整備を進める必要があります。

については、新型インフルエンザ等が発生していない現時点において、支援が必要とされる要支援者や支援に携わる協力者、支援内容、感染防止策をはじめとした支援体制を整えようとするものです。

2 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3 新型インフルエンザ等の発生前（未発生前）の準備

発生前の段階では、市における実施体制の構築、地域における医療体制の整備への協力、市民等に対する啓発、近隣市町村との連携体制の確認など、発生に備えた事前の準備を行うことが重要となります。

(1) 情報収集・情報提供

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、国・県等の連携のもと、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行います。

イ 市は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、個人で実施できる感染対策の普及を図ります。

(2) 要支援者の把握

ア ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の要支援者情報の収集・共有は、避難行動要支援者名簿を準用します。

イ 新型インフルエンザ等発生時の要支援者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができないひとり暮らし

しの高齢者や障がい者が対象です。

【対象者の範囲】

- ① ひとり暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- ② 障がい者のうち、ひとり暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- ③ 障がい者又は高齢者のうち、ひとり暮らしで、支援がなければ県・市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- ④ その他、支援を希望する者（ただし、要支援者として認められる事情を有する者）

(3) 市の事前対策

危機管理・防災担当主管課と健康福祉主管課が協力・連携して事前対策を実施します。

ア 要支援者名簿の作成

新型インフルエンザ等の発生時に支援対象となる要支援者名簿を作成します。

イ 支援内容の優先順位

希望する支援内容を確認し、優先順位を検討します。

ウ 情報提供

新型インフルエンザ等の発生に備えて、必ず要支援者に情報が届くようにします。要支援者の特性や状況に応じて、正しい知識や感染防止策、発生後の対応について周知を図ります。

エ 協力者等

自主防災組織等及び避難支援等関係者は、新型インフルエンザ等発生時の要支援者に対する支援について、市と協力して要支援者への生活支援（見回り、介護、食事の提供、在宅患者への対応等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、具体的な手続きを確認します。

オ 物資及び資材の備蓄等

市は、防疫従事者、救急隊員等搬送従事者等のための個人防護具（ガウン、マスク、使い捨て手袋、消毒薬など）等の計画的な備蓄に努めます。

(4) 市の支援内容（協力者への依頼内容）

ア 情報の伝達

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、要支援者に情報を提供し、警戒を呼びかけます。

イ 安否の確認

通常、安否確認の方法として協力者が訪問して確認する方法がありますが、新型インフルエンザ等の感染症の場合、感染拡大防止のため必ずしも出向く必要はなく、電話やメール等の通信手段による確認を基本とします。また、要支援者自身が安否を電話やメールで報告する方法や家族等からの報告など、いくつかの方法を検討します。

ウ 食料品・生活必需品等の配達

食料品や生活必需品の配達は、玄関先までとするなど協力者の感染機会や負担が軽減できる方法を検討します。

エ 指示の明確化

「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どのように」といったことを具体的に示し、協力者に依頼します。

【協力者に依頼する内容】

- ① 情報の伝達（情報を提供し、警戒の呼びかけ）
- ② 安否の確認（電話やメール等の通信手段による確認や要支援者から協力者への安否報告、もしくは協力者が出向いて確認）
- ③ 食料の配達（玄関先まで）
- ④ 食事の提供（レトルト食品等の配達）
- ⑤ 生活必需品の配達（オムツ等）
- ⑥ その他、要支援者の支援に必要と考えられる事項

(5) 要支援者自身の取組

ア 連絡先の確認

新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、家族や居宅介護支援事業所等の連絡先の確認をします。

イ 地域の連絡先

家族や居宅介護支援事業所等との連絡が取れないことも想定し、地域の協力者の連絡先を確認します。

ウ 介護サービスの確認

新型インフルエンザ等の発生時の介護サービスの提供について、ケアマネージャーと話し合います。

エ 病気の治療

現在、治療中の病気がある場合には、病院や診療所、主治医の連絡先、病名、服用している薬等の確認をします。

オ 食料品・生活必需品の備蓄

新型インフルエンザ等の発生時には、物流が停滞し、食料や生活必需品の供給が減少することが想定されるため、最低2週間程度の食料・生活必需品、医薬品を備蓄する必要があります。さらに家族や介護ヘルパーが感染した場合を想定し、備蓄品の保管場所についても確認しておく必要があります。第一波の流行期間は、およそ2か月程度続くと考えられるため、必要な物品や数量を検討し、備蓄を進めます。

4 新型インフルエンザ等の発生時（海外発生期）以降の対応

新型インフルエンザが海外で発生した段階では、新型インフルエンザの毒性等により対応が変わるため、市は、国・県が実施する対策に協力し、感染拡大のスピードをできるだけ抑えることを目的とした対策を講じます。

また、国・県の指示に基づき、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限するなど、必要な対策を行います。

（1）情報提供

ア 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザが確認されたことを要支援者や協力者へ連絡し、注意喚起を行います。

イ 市は、住民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等の勧奨に努めます。

ウ 市は、国・県と連携して、地域住民の混乱を避けるために、利用可能なあらゆる媒体を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行います。

（2）要支援者への支援、食料品・生活必需品等の提供

ア 市は、国・県等と連携し、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たって消費者としての適切な行動を呼びかけます。

イ 市は、県・国と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の要支援者に対し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行います。

（3）相談窓口の設置

市は、国・県からの要請に基づいて、住民の様々な不安を解消するために新型インフルエンザ等に関する専用相談窓口や専用相談電話を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談や市が行う対応策についての質問に至るまで、できる限り広範な内容の相談・問い合わせを受ける体制を整えます。

個人での備蓄物品の例

国の「個人・家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（平成25年6月26日）では、災害時のように、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

食料品（長期保存可能なものの例）	日用品・医療品の例
米 乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等） 切り餅 コーンフレーク・シリアル類 乾パン 各種調味料 レトルト・フリーズドライ食品 冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意） インスタントラーメン、即席めん 缶詰 菓子類 ミネラルウォーター イオン飲料（スポーツ飲料） ペットボトルや缶入りの飲料 育児用調整粉乳 （ペットがいる方はペットフードなど）	マスク（不織布製マスク） 体温計 ゴム手袋（破れにくいもの） 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） 消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬） 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬） 絆創膏 ガーゼ・コットン トイレットペーパー ティッシュペーパー 保湿ティッシュ（アルコールのあるものではないもの） 洗剤（衣類・食器類）・石鹸 シャンプー・リンス 紙おむつ 生理用品（女性用） ごみ用ビニール袋 ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用） カセットコンロ ボンベ 懐中電灯 乾電池 歯ブラシ 口腔ケア用ウェットティッシュ

2 名簿情報提供に関する避難行動要支援者の意思確認の様式例

鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援に関する意思確認書

鎌ヶ谷市長 様

届出日 年 月 日

①避難行動要支援者(児) 高齢者・高齢者のみ世帯・障がい者・難病患者・小児の疾病等 ←該当するものに○	
住 所	
(フリガナ)	連絡先(固定電話・携帯電話・FAX・メール)
氏 名 (男・女)	1
年 月 日生	2

私が届け出た次の個人情報を、災害時の安否確認、避難誘導などの避難支援のほか、日頃からの見守り・声かけ活動などの支援をしてくださる地域の方々に提供することに

同意します ⇒ 下記項目も記入ください。

同意しません ⇒ これで終了です。

※署名欄も記入してください。

署 名 欄 必ずどちらかにご記入ください。	本人署名	
	代理人署名 ※本人が自署できない、未成年であるなどの場合、代理人の署名をお願いします。	
	(フリガナ) 氏 名	連絡先
	住 所	本人(避難行動要支援者)との関係

ここからは、同意いただいた方のみ記入してください。【避難支援を希望される方】

② 自治会 (加入している場合)	(班・組)	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> していない
③緊急時の家族等の連絡先 (登録及び情報の提供について連絡先のかたの了承を頂いてから記入してください。)		
ふりがな 氏 名	(本人との関係) (連絡先)	ふりがな 氏 名 (本人との関係) (連絡先)
該当する項目すべてに <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。		
④自分の状態		
<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい)	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行が困難(寝たきり、車いす、杖等)	
<input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい)	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい	
<input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない	<input type="checkbox"/> 認知の症状がある	
<input type="checkbox"/> 日常生活動作が困難(一人でできない)	<input type="checkbox"/> 対人面に不安がある(不安になりやすい)	
<input type="checkbox"/> 感情が不安定(興奮しやすい)	<input type="checkbox"/> その他()	
⑤日頃の見守り等の支援や災害発生時の避難の際にお願いしたいこと		
<input type="checkbox"/> 声かけ・安否の確認をしてほしい		
<input type="checkbox"/> 大きな声で話す	<input type="checkbox"/> ゆっくり話す	<input type="checkbox"/> 簡単に話す
<input type="checkbox"/> 絵カード・写真	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 身振り
<input type="checkbox"/> 避難時の同行・介助をしてほしい		
<input type="checkbox"/> 手を引き誘導	<input type="checkbox"/> 杖・手押し車	<input type="checkbox"/> 車いす使用時の付き添い
<input type="checkbox"/> 移送車両	<input type="checkbox"/> 触れずに誘導する(触れられるのが苦手なため)	<input type="checkbox"/> ストレッチャー
<input type="checkbox"/> その他(手段:) 接する

裏面もお願いします。

⑥最寄の避難先 ※ 前もって決めている避難先	指定緊急避難場所・指定避難所	
	その他	
⑦ 家族の構成	同居家族等（ 本人を含んで 人 ）	
	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者だけの世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 夜間ひとり
⑧ 医療的ケアの状況(ある場合)	<input type="checkbox"/> 経管栄養(胃ろう) <input type="checkbox"/> 尿カテーテル <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 痰吸引 <input type="checkbox"/> 服薬の必要性 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> インシュリン注射 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> その他()	
⑨ 介護支援事業所 相談支援事業所	連絡先(固定電話・携帯)	
	<input type="checkbox"/> ケアマネージャー	
	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員	
⑩ 通所している施設等	連絡先(固定電話・携帯)	
	担当者名	

- ◎ 同意いただいた情報は市関係部署で管理します。平常時から自主防災組織等や避難支援等関係者※に登録情報を提供する際には、個人情報の適正な管理がなされるよう誓約書と引き換えで交付します。
- ◎ 避難行動要支援者に対する避難支援は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって災害時の被害を減らそうとするもので、避難支援者（地域住民）や自主防災組織等、避難支援等関係者の任意の協力によって行われるものです。避難支援者等の方々をお願いするのは、できる範囲内での支援であり責任を問われるものではありません。
- ◎ 地域の自主防災組織等は、市より提供された名簿情報の適正な管理と細心の注意を払いながら、日頃からの見守り・声かけ活動を行うとともに、災害発生時等の支援体制づくり（個別支援プランの作成）を行います。

個別支援プランとは、

避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難場所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ決めておくものです。

後日、地域の自主防災組織等が本人（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）と具体的な避難支援等について話し合いながら作成しますので、その際にご協力をお願いします。

※ 自主防災組織等、避難支援等関係者とは、

ア 自主防災組織等（自主防災組織、自治会、マンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体）

イ 避難支援等関係者（民生委員児童委員、社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、基幹相談支援センター、相談支援事業所、避難行動要支援者の関係団体）等

をいいます。

----- 市役所記入欄（ここからは記入不要です。） -----

⑪ 民生委員児童委員	担当地区—No.	氏名	連絡先
	地区—		

⑫ 個別支援プラン作成担当	フリガナ	自主防災組織等の名称	連絡先 (電話・携帯)
	住所		

受付印	受付番号	
	受付担当課	
	受付担当者	

【受付先・問い合わせ先】

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

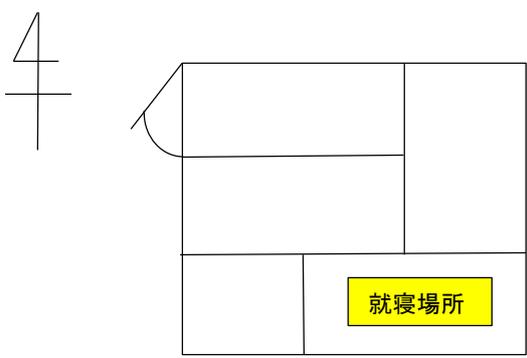
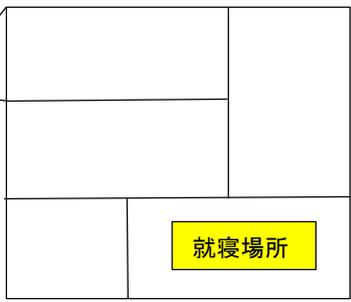
鎌ヶ谷市 健康福祉部 社会福祉課

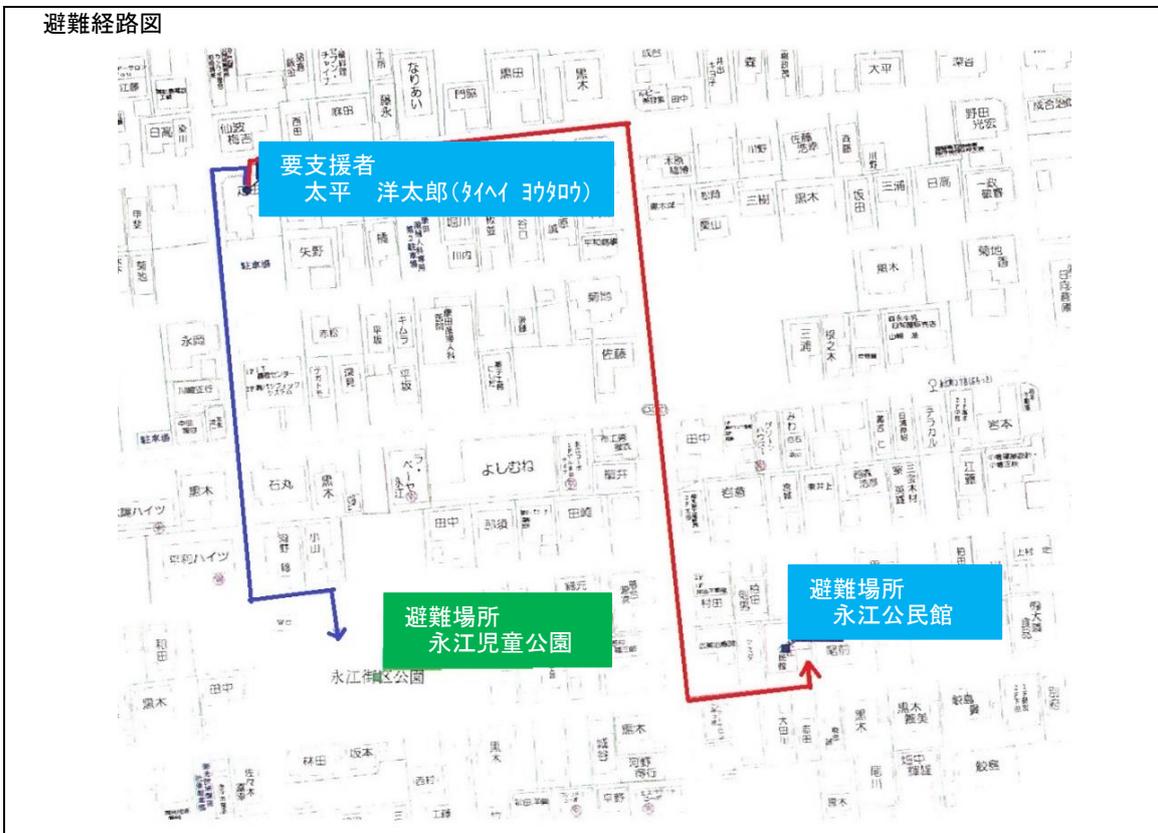
電話 047-445-1286 FAX 047-445-2113

syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp

4 個別支援プランの様式例

鎌ケ谷市避難行動要支援者 個別支援プラン

No. 1	タイハイ ヨウカウ 太平 洋太郎	性別 男	75 歳	A 型	電話番号 047-123-2138	携帯番号 090-1234-5678
〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2 丁目 1-6				世帯区分 高齢者世帯		
				身体区分 要介護 3		
避難場所	①	永江公民館		地区名称	新鎌ケ谷 2 丁目	
	②	永江児童公園		民生委員	民生 太郎 (047-123-2100)	
	③			災害 支援内容	腰が痛い、膝が痛いので避難の際は車椅子を使用してください。	
	④					
	⑤			家屋図		
医療機関	①	向洋クリニック (047-123-5488)				
	②	三ヶ尻整形外科医院 (047-123-5557)				
	③					
緊急連絡先	永江 美樹子 (090-1234-5678)					
	梶木 智史 (090-1111-8888)					
	ケアマネージャー (047-123-5444)					
避難支援者	安否連絡者 1	永江昭子 (090-9999-8888)				
	安否連絡者 2	協力太郎 (090-1978-4789)				
	避難時補助員	永江恵子 (090-2017-1234)				
	誘導補助員					



5 要配慮者、避難行動要支援者の特徴と災害発生時の支援

要配慮者及び避難行動要支援者は、適切な防災行動をとりにくい個々の特徴があり、その状況を十分に認識し、それに応じた対応が求められます。そのため、避難支援等を実施する際の配慮すべき事項は、概ね次のとおりです。

表 要配慮者、避難行動要支援者の特徴と配慮を要する事項

区分		避難行動等の特徴	配慮を要する事項
高齢者	ひとり暮らし	○ 災害情報の覚知が遅れる場合がある。 特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。	○ 迅速な情報伝達及び支援者、介助者による避難誘導等が必要である。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	寝たきり	○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達すること及び自分で判断し、行動することが困難な場合がある。	○ 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の支援が必要である。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。 ○ 避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症	○ 自分の状況を伝達すること及び自分で判断し行動することが困難である。	○ 必ず、支援者、介助者による避難誘導が必要である。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
身体障がい者	視覚障がい	○ 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。	○ 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、一般的には家族、支援者、介助者などによる避難誘導が不可欠である。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	聴覚障がい・言語障がい	○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。	○ 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が不可欠であり、手話通訳者等の協力を得ることが望ましい。 なお、日頃から補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。

			また、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 特に、重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導には、一般的には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がい者の場合には不可欠。） なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
	内部障がい・難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 殆どの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○ 継続治療ができなくなる傾向がある。 ○ 透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
	在宅人工呼吸器使用者（24時間使用者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 素早い避難行動が困難である。 ○ 人工呼吸器・吸引器等常時使用する医療機器の予備電源や医療パック、薬、ケア用品などを携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自力での歩行が困難な人には、車いす（電動いすを除く。）やストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具の確保や移動の支援者を確保しておく。 ○ 常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、医療機関との連絡体制を確立しておく。
	知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、身体障がいなどが重複している場合もある。 ○ 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要な場合もある。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。 ○ 通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
	精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の不安から大声を出したり異常な行動をしたりしても、冷静に対応し、強い不安や症状悪化が見られる場合には、主治医もしくは最寄りの

		医療機関などへ相談する。 なお、日頃から服用している薬があれば携帯するようにする。
乳幼児・小学生	○ 自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に大人の支援が必要である。	○ 保護者等による適切な誘導が必要である。被災状況によっては保育所等への緊急入所等の措置が必要である。
妊産婦	○ 災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。	○ 精神的揺動により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車いす等の用意や、車などの移動手段が必要となる。
外国人	○ 日本語を十分に理解できない場合がある。また、地震を知らないなど、日本の災害事情や災害時の対応に関する知識が不足している場合がある。	○ 多言語に翻訳したり、やさしく平易な日本語（ひらがな等）を用いたりするなどの情報提供が必要である。

※ 共通する主な配慮を要する事項として、いずれの対象者に対しても、情報を伝える際には、やさしい言葉、わかりやすい言葉で、また、文字は大きく、読みやすく、必要に応じて簡単な図等一目でわかるものを利用することが有効である。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

平成28年3月現在

番号	施設名	所在地 電話番号	使用 施設	避難場所 及び 避難所	有効面積 (㎡)	収容可 能人員 (人)	主な 対象地区
1	鎌ヶ谷小学校	中央 2-1-1	体育館	避難所	1,000	500	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ヶ谷
		442-1105	運動場	避難場所	7,838	3,919	
2	東部小学校	鎌ヶ谷 8-3-11	体育館	避難所	1,028	514	丸山、鎌ヶ谷、東道野辺
		443-2070	運動場	避難場所	5,448	2,724	
3	北部小学校	栗野 735	体育館	避難所	865	432	栗野、佐津間、中・西・南佐津間
		443-2410	運動場	避難場所	5,736	2,868	
4	南部小学校	中沢 726	体育館	避難所	1,008	504	道野辺、西道野辺、馬込沢、中沢、東中沢、中沢新町
		443-5148	運動場	避難場所	6,373	3,186	
5	西部小学校	初富 110	体育館	避難所	904	500	北中沢、初富、くぬぎ山、北初富、串崎新田
		443-6621	運動場	避難場所	5,715	3,919	
6	中部小学校	道野辺中央 3-12-3	体育館	避難所	837	514	丸山、道野辺中央、道野辺本町、中沢、東中沢、中沢新町、富岡
		443-0029	運動場	避難場所	6,886	2,724	
7	初富小学校	東初富 1-20-1 445-2321	体育館	避難所 避難場所	914	457	東鎌ヶ谷、初富、南初富、東初富
8	道野辺小学校	東道野辺 5-5-1	体育館	避難所	999	499	丸山、鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷、東道野辺
		445-5041	運動場	避難場所	5,994	2,997	
9	五本松小学校	南初富 1-16-1	体育館	避難所	886	443	初富、南初富、中央、東初富、新鎌ヶ谷
		445-2366	運動場	避難場所	7,014	3,507	
10	鎌ヶ谷中学校	富岡 1-2-1	体育館	避難所	1,230	615	道野辺本町、東中沢、南初富、富岡、初富本町、新鎌ヶ谷
		444-0456	運動場	避難場所	10,736	5,368	
11	第二中学校	東道野辺 4-19-26	体育館	避難所	1,027	513	丸山、鎌ヶ谷、東道野辺、道野辺本町、右京塚
		444-6751	運動場	避難場所	9,443	4,721	
12	第三中学校	栗野 450	体育館	避難所	995	497	中沢、北中沢、初富、北初富、新鎌ヶ谷、栗野、佐津間
		443-3473	運動場	避難場所	15,504	7,752	
13	第四中学校	中沢 1024-1	体育館	避難所	999	499	中沢、東中沢、北中沢
		444-2185	運動場	避難場所	8,681	4,340	
14	第五中学校	初富 806-262	体育館	避難所	1,002	501	初富、東初富
		443-3410	運動場	避難場所	18,264	9,132	

番号	施設名	所在地 電話番号	使用 施設	避難場所 避難所	有効面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	主な 対象地区
15	鎌ヶ谷高等学校 (広域避難場所)	東道野辺 1-4-1	体育館	避難所	2,152	1,076	道野辺 東道野辺 西道野辺 道野辺中央 道野辺本町 中沢 中沢新町
		444-2171	運動場	避難場所	22,638	11,319	
16	鎌ヶ谷西高等学校 (広域避難場所)	初富 284-7	体育館	避難所	2,849	1,424	初富 くぬぎ山 栗野 佐津間
		446-0051	運動場	避難場所	20,073	10,036	
17	南初富保育園	東初富 2-6-50	全室	避難所	1,320	660	南初富 東初富
		443-2093	運動場	避難場所	2,107	1,053	
18	道野辺保育園	道野辺中央 5-1-10	全室	避難所	1,391	695	道野辺 東道野辺 道野辺中央 中沢 中沢新町
		444-1885	運動場	避難場所	2,407	1,203	
19	くぬぎ山コミュニ ティセンター・く ぬぎ山公園	くぬぎ山 4-2-46-10	コミュニ ティセンタ ー	避難所	986	493	初富 くぬぎ山 串崎新田
		047-389-1401	公園	避難場所	3,336	1,668	
20	市制記念公園 (広域避難場所)	初富 924-6 445-0285	公園	避難場所	33,000	16,500	初富 南初富 中央 東初富 新鎌ヶ谷 栗野 佐津間
21	鎌ヶ谷市民体育館	初富 860-3	体育館	避難所	7,650	3,825	初富 東初富 南初富 栗野 軽井沢
		444-8585	駐車場 他	避難場所	9,895	4,947	
22	陸上自衛隊松戸駐 屯地	松戸市五香六実 17 047-387-2171	グラウ ンド	避難場所	19,500	9,750	くぬぎ山
23	鎌ヶ谷カントリー クラブ	中沢 1338-3 444-4111	ゴルフ 練習場	避難場所	21,400	10,700	中沢 東中沢 北中沢
24	全国信用金庫研修 所	初富 206 444-3001	グラウ ンド	避難場所	12,700	6,350	初富 くぬぎ山 北初富、 串崎新田 栗野
25	海上自衛隊下総航 空基地	柏市藤ヶ谷 1614-1	体育館	避難所	1,392	300	東初富 栗野 佐津間 軽井沢 中・西・南 佐津間
		04-7191-2321	グラウ ンド	避難場所	14,761	3,500	

7 福祉避難所協定締結施設

(平成29年11月時点)

施設名称	所在地	種別	協定締結日
社会福祉センター	初富 802-116	—	—
特別養護老人ホーム幸豊苑	栗野 225-1	高齢	H29.5.19
特別養護老人ホーム慈祐苑	道野辺 214-4	高齢	H29.5.19
コミュニティホームくぬぎ山	初富 35-4	高齢	H29.5.19
特別養護老人ホーム初富の里	東初富 1-4-3	高齢	H29.5.19
特別養護老人ホームさつまの里	佐津間 989-1	高齢	H29.5.19
特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園	初富 848-10	高齢	H29.5.19

8 福祉避難所利用のための確認シートの様式例

要配慮者ニーズ調査表

避難所

No.

		記入日	年 月 日	
ふりがな 氏 名		男・女	年 月 日 歳	
住 所		家屋の 被害状況	全壊 半壊 被害僅少	全焼 半焼 被害なし
要配慮者 区 分	1 要介護 2 身体障がい 3 知的障がい 4 精神障がい 5 発達障がい 6 認知症 7 乳幼児 8 妊産婦 9 難病(病名) 10 傷病() 11 その他()			
家 族	1 ひとり暮らし(別居の親族無) 2 ひとり暮らし(別居の親族有) 3 高齢者のみの世帯(夫婦等) 4 その他同居家族有			
介 護 者	有() 無 続柄()	連絡先		
自 立 度	1 ほぼ自立 2 一部介助() 3 全介助			
健康状態	1 良好 2 おおむね良好 3 普通 4 要注意 5 悪い			
医療依存	1 人工透析(回/週) 2 酸素吸入 3 経管栄養 4 服薬()			
帰住先の 見込・意向	1 福祉避難所 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 入院 5 親族等の受入れ 6 仮設住宅希望 7 条件次第で帰宅 8 見込・意向なし(どこでもよい)			
支 援 希 望	1 福祉避難所へ移動 2 ホームヘルパー等の派遣 3 医師の診察・治療 4 保健師による巡回指導・訪問看護 5 補装具・日常生活用具の給付 6 物資・薬品の提供() 7 生活に支障なし 8 その他()			

記入者	調査日時	年 月 日 時 分	
対応結果	1 入院 2 緊急施設入所 3 短期入所 4 親族等受入れ 5 福祉避難所(施設)へ移送 6 仮設住宅・市営住宅等に入居 7 福祉避難スペースへ移動 8 ホームヘルパー派遣 9 医師の診察・治療 10 保健師による巡回指導・訪問看護 11 定期的見守り 12 補装具・日常生活用具の給付 13 物資の提供() 14 その他()		
備 考			

※ この調査表は、要配慮者本人又はご家族が太枠内に記入して、救護・要配慮者班にお渡しく下さい。

※ 記入できない場合は、救護・要配慮者班が聞き取りで記入しますので申し出てください。

鎌ヶ谷市地域防災計画(資料編 資-10-67)より抜粋

9 災害対策基本法（抜粋）

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規

定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

『やがて 故郷に変わる街 鎌ヶ谷。』



さまざまな子育て支援サービスの充実を図ってきた鎌ヶ谷では、
いま、次の時代を担う世代が次々に育っています。
またそれだけではなく、
梨やぶどうをはじめとした鎌ヶ谷独自の農産物や、
明日のスターを目指すプロ野球選手や、
市内でビジネスをはじめの人々も、着実に育っています。
私たちが大切にしたいこと。
それは、「育む」ための土壌をさらに育ててゆくこと。
市が、市民が、企業が、ひとつになって、
この地で生きるよろこびを、大きく成長させてゆくこと。
歴史をひも解けば、かつて鎌ヶ谷エリアにあった「中野牧」では、
幕府の軍馬が育てられていました。
いま、その遺伝子を、地域を前進させるエネルギーへ。
一緒に、この地を、育つまちに変えてゆきませんか。
未来の鎌ヶ谷を切り拓く、私たちの決意です。

鎌ヶ谷市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）

発行：平成30（2018）年3月
編集：鎌ヶ谷市避難行動要支援者連絡会議

事務局：鎌ヶ谷市 健康福祉部 社会福祉課

〒273-0195
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
TEL 047-445-1141（代表）
TEL 047-445-1286（直通）
FAX 047-445-2113（直通）
<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>
syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp